

## 大阪府の宿泊税について

大阪府では2017年1月1日から法定外目的税として宿泊税が導入されていますが、2019年6月1日から、以下の通り宿泊税の課税対象となる宿泊料金が現在の10,000円以上から7,000円以上に引き下げられます。

### 宿泊税

・変更前（2019年5月31日まで）

| 宿泊料金<br>(サービス料を含む<br>1人1泊あたりの室料) | 税額   |
|----------------------------------|------|
| 10,000円以上 15,000円未満              | 100円 |
| 15,000円以上 20,000円未満              | 200円 |
| 20,000円以上                        | 300円 |

→ ・変更後（2019年6月1日から）

| 宿泊料金<br>(サービス料を含む<br>1人1泊あたりの室料) | 税額   |
|----------------------------------|------|
| 7,000円以上 15,000円未満               | 100円 |
| 15,000円以上 20,000円未満              | 200円 |
| 20,000円以上                        | 300円 |

※宿泊税の課税額は、宿泊料金お1名様1泊に対する税額です。

※修学旅行その他学校行事に参加する方およびその引率の方は非課税となります。

※宿泊契約や宿泊代金等の支払いの日付にかかわらず、2019年6月1日の宿泊から適用されます。なお、2019年5月31日までは、1名様1泊1万円以上の宿泊料金に対して課税されます。

#### ●課税対象となるもの

- ・宿泊料金および宿泊料金に加算されるサービス料

※宿泊料金は、食事料金などを含まない、素泊まりの料金を指します。

#### ●課税対象外のもの

- ・消費税等に相当する金額
- ・宿泊以外のサービスに相当する料金  
(食事、会議室の利用、電話の利用などにかかる料金)

リンク)

大阪府の宿泊税について、詳しくは大阪府のホームページをご覧ください

<http://www.pref.osaka.lg.jp/toshimiryoku/syukuhakuzei/>

以上